

アメリカ次期農業法をめぐる最近の状況

吉井邦恒

1 はじめに

アメリカにおける農政の最大課題である次期農業法の審議については、7月27日に下院案が可決された。下院案には、収入ベースの変動対応型支払い(RCCP)の選択的導入や政府支払いの受給要件の厳格化が盛り込まれる一方で、一部作物に関する価格ベースの変動対応型支払い(CCP)の目標価格及びローンレートの引上げ、果樹・野菜の作付制限の継続等が規定されている。特に、下院案では、今回の農業法審議で最大の焦点となっている政府支払いの受給要件の厳格化について、粗所得が100万ドル以上の農業者は政府支払いの対象外(粗所得が50万ドル以上の農業者は、農畜林業からの所得の割合が3分の2未満であれば、政府支払いの対象外)とされた。行政府はこれを不満として、政府支払いの対象となる農業者の粗所得の一層の引下げが上院案に盛り込まれるよう強く働きかけている。

2 上院における審議状況

当初、Harkin(民：アイオワ)上院農業委員長案が9月中旬に提示され具体的な法案審議が行われるはずであったが、委員の合意を得るのに手間取り、委員長案の委員会審議は遅れている。報告日現在では、10月24日から審議が行われる予定となっている。

農業委員会の農業法審議に先立って、財務委員会(Baucus 委員長。民：モンタナ)は10月4日に農業法に対し追加予算を認める税制改正法案を可決した。同法案にはBaucus委員長やConrad予算委員長(民：北ダコタ)がかねてから提唱していた恒久的農業災害援助信託基金の創設が盛り込まれた。

Harkin農業委員長は、10月24日の委員会にかける草案の作成に当たり、Chambliss 筆頭委員(共：ジョージア)及びConrad 委員(民

：北ダコタ)の合意を取り付け、超党派での法案合意のための地ならしを行った。

3 農業委員長草案の概要

委員長草案では、現行の経営安定政策(農産物プログラム)を継続するとともに、

- ・果樹・野菜の作付制限の維持
- ・一部作物のローンレートとCCPの目標価格の引上げ
- ・ローン不足払いの運用改善

が提案され、この点では下院案とほぼ同じである。しかしながら、草案では、新たに、平均作物収入プログラム(ACR: Average Crop Revenue)を創設(2010年から適用)し、「直接支払い+CCP+non-recourse loan」という現行の農産物プログラムと「作物共通単価15\$/acの固定支払い+ACR+recourse loan」という新しいパッケージとの選択制を提案している。議会予算局によると、ACRを含む新しいパッケージの導入により、5年間で30~35億ドルの節約が可能との試算が示されているようであり、Harkin委員長はその財源を環境保全その他のプログラムへ活用する意図であると言われている。

懸案の政府支払いの受給要件については、委員会での調整を図るとしているが、75万ドルを提案するようである。一部の議員は25万ドルを主張している。

4 農業委員長草案の行方

ACRを中心とした新たな農産物プログラムのパッケージが示されたことは極めて画期的であると考えられるが、農業団体からは反対の声も強く、パッケージとして委員会で可決される見込みは高くない。というのも、non-recourse loanは現在の農産物プログラムの根幹をなしており、それを放棄する案は承認されがたいと思われる。ACRは単独で、下院案のRCCPと同様の取り扱いがなされるのではないだろうか。また、肝心の政府支払いの受給要件については、調整の目途がたっていないようである。